

訪 問 看 護 重要事項説明書

(介護保険)

医療法人社団 葵 会

訪問看護ステーション 葵会仙台

(介護保険事業所番号 0465490183)

宮城県仙台市太白区柳生字台57番地の1

(介護老人保健施設 葵の園・柳生内)

電 話 022-397-8618

F A X 022-306-6355

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護 重要事項説明書

訪問看護ステーション 葵会仙台

＜ 2024年9月1日現在＞

1. 事業者の概要

法人名	医療法人社団 葵会
所在地	千葉県柏市小青田一丁目3番地12
代表者の氏名	理事長 新谷 幸義

2. サービス提供する事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	訪問看護ステーション 葵会仙台
事業所番号	2013年3月1日 仙台市指定：0465490183 号
所在地	宮城県仙台市太白区柳生字台 57-1 (介護老人保健施設 葵の園・柳生内)
連絡先	電話：022-397-8618 FAX：022-306-6355
管理者名	洞口 真美 (看護師)

(2) 事業の目的と運営方針

事業の目的	要介護状態又は要支援状態にあり、かかりつけの医師が、指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、事業所の看護師その他の従事者が、適正な指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護を提供することを目的とする。
運営方針	○指定訪問看護若しくは指定介護予防訪問看護の提供に当たって、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、心身の機能の維持回復を目指すものとする。 ○事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

※ 指定訪問看護若しくは介護予防訪問看護を以下「指定訪問看護等」といいます。

※ 要介護状態又は要支援状態でかかりつけの医師が指定訪問看護の必要を認めた高齢者を以下「利用者」といいます。

※ かかりつけの医師を以下「主治医」といいます。

3. 事業所の職員体制

(1) 従業者の職種、員数及び勤務体制

従業者の職種	常勤 (人)	非常勤 (人)	勤務体制
管理者	1	—	常勤 8:30～17:30
看護職員	6	1	常勤 8:30～17:30 非常勤 看護計画に基づく フレックスタイム制
看護師	6	1	
准看護師	—	—	
理学療法士	—	1	
言語聴覚士	—	—	

※管理者（看護師）は看護職員を兼務します。

(2) 従業者の職務の内容

従業者の職種	職務の内容
管理者	従業者管理・遵守命令、業務の管理、指定訪問看護等の提供
看護職員	居宅サービス計画及び訪問看護計画に基づく指定訪問看護等
理学療法士	訪問看護計画に基づくリハビリテーションの提供
言語聴覚士	

※管理者（看護師）は看護職員を兼務します。

4. 事業所の営業日・営業時間及び実施地域

(1) 営業日及び営業時間

月曜日～金曜日（祝日除く）	午前9:00～午後5:00
休業日	土・日曜日、祝日、12月30日～1月3日
※ 緊急時は24時間電話及び訪問で対応します。	

(2) 通常の事業の実施地域

仙台市太白区（秋保・茂庭地区除く）、若林区、名取市の区域とする。

※ 実施地域外でもご相談ください。

5. 事業所が提供する指定訪問看護等サービス内容と利用料金

(1) サービスの内容

サービス区分 と種類	サ ー ビ ス の 内 容
訪問看護計画 の作成	主治医の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者（又は地域包括支援センター）が作成した居宅サービス計画（又は介護予防サービス計画）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
指定訪問看護 等の提供	<p>訪問看護計画に基づき、指定訪問看護等を提供します。</p> <p>具体的な訪問看護の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 病状・障害の観察 (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 (3) 食事及び排泄等の日常生活の世話 (4) 褥瘡の予防・処置 (5) リハビリテーション (6) ターミナルケア (7) 認知症・精神障害者の看護 (8) 療養生活や介護方法の指導・相談 (9) カテーテル等の管理 (10) その他医師の指示による医療処置および検査等の補助

(2) 提供するサービスの利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理サービスであるときは、その1割の額を利用者から支払いを受けるものとします。また、その他の利用料として通常の事業の実施地域外で行う指定訪問看護等に要した交通費及び正当な理由もなくサービスの利用をキャンセルした場合のキャンセル料の支払いを受けるものとします。

利用者が支払う利用料金は、「指定訪問看護等サービス料金表」（別紙）に定めます。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記（2）の利用料金は、月末締めで計算し、請求書を翌月10日以降に送付又は手渡しいたします。原則として毎月27日に銀行口座自動引き落としとさせていただきます。

自動引き落としの場合

ご利用できる口座： **全国の銀行・信託銀行・信用組合**

(4) 利用の中止、変更、追加

利用予定日の前に、ご利用者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業所に申し出てください。

サービス利用の変更・追加の申し出に対して、看護師等従業者の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご利用者に提示して協議します。

6. サービスの利用に関する留意事項

(1) サービス提供を行う看護師等

サービス提供時に、担当の看護師等を決定します。ただし、実際のサービス提供にあたっては、複数の看護師等が交代してサービスを提供します。

(2) 担当看護師等の変更

①ご利用者からの変更の申し出

選任された看護師等の変更を希望する場合には、当該看護師等が業務上不適当と認められる事情その他変更を希望する理由を明らかにして、事業者に対して看護師等の変更を申し出ることができます。ただし、ご利用者から特定の看護師等の指名はできません。

②事業者からの担当看護師等の変更

事業者の都合により、看護師等を変更することがあります。看護師等を変更する場合はご利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

(3) サービス実施時の留意事項

①定められた業務以外の禁止

ご利用者は「5. 当事業所が提供する指定訪問看護等サービス内容と利用料金」で定められたサービス以外の業務を事業者に依頼することはできません。

②指定訪問看護等サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたってご利用者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。

③備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。

(4) 守秘義務

- ①事業者及びサービス担当看護師等は、サービスを提供するにあたって知り得た利用者及びご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。ただし、利用者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等に利用者の心身等の情報を提供します。
- ②サービス担当者会議など、利用者に係る他の事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、事前の同意を文書により得た上で、利用者又はご家族等の個人情報を用いることができますものとしします。

(5) 緊急時の対応について

事業者は、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

(6) 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(7) 利用状況、個人記録等書類保存年数について

利用開始から利用終了までの利用状況記録等の書類は、利用終了より5年保存します。

7. 苦情の受付について

(1) 苦情の受付

当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口（担当者） [管理者] 洞口 真美
- 受付時間 毎週月曜日～金曜日 9：00～17：00

(2) 行政機関その他苦情受付機関

国民健康保険団体連合会	所在地 仙台市青葉区上杉1-2-3 電話番号 022-222-7700 FAX：022-222-7260
-------------	---

太白区役所 介護保険課	仙台市太白区長町南 3-1-15 電話番号 022-247-1111
若林区役所 介護保険課	仙台市若林区保春院前丁 3-1 電話番号 022-282-1111
名取市役所 介護長寿課	名取市増田字柳田 8 0 電話番号 022-384-2111
仙台市介護事業支援課 居宅サービス 指導係	所在地 仙台市青葉区国分町 3-7-1 電話番号 022-214-8192

8. 個人情報の利用目的について

利用者の尊厳を守り安全に配慮する理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

(1) 利用者への訪問看護サービスの提供に必要な利用目的

[事業所内部での利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービス
- ・介護保険事務
- ・訪問看護サービスの利用者に係る当事業所の管理運営業務のうち利用等の管理、会計・経理、事故等の報告、当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当事業所が利用者等に提供する訪問看護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 上記以外の利用目的

〔当事業所の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当事業所において行われる学生の実習への協力
 - －当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

9. 災害発生時の訪問

災害発生、その他の事由により連絡なく契約上定められた時期に訪問することができなくなる場合があります。

10. 虐待防止のための措置

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止等のため、指針を整備し責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、虐待防止を普及・啓発するための研修を実施する等の措置を講じます。

- (1) 当該事業所職員又は養護者（現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを区市町村に通報します。
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、職員に周知徹底を図ります。
- (3) 事業所は虐待防止責任者を定めます。

11. 身体拘束等の適正化のための措置

事業所は、利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行ってはならないこととし、以下の対策を講じます。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、主治医及び他機関と連携を図り、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備いたします。
- (3) 職員に対して身体拘束等の適正化のための研修等を定期的に実施します。

12. ハラスメントの防止

事業所は、職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 職場内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめる行為
- ③ 性的言動、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為

上記は、当該法人職員、関係事業者の方、利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアル等を基に即座に対応し、再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善、利用契約の解除等の措置を講じます。

13. 感染症対策について

事業所において感染症の発生、又は蔓延しないように次に掲げる措置を講じます。

- (1) 職員等の清潔の保持及び健康状態について必要な管理を行います。事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (2) 事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備いたします。
- (3) 職員に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施します。
- (4) 感染防止対策を検討する委員会を定期的開催し職員に周知徹底を図ります。

14. 事業継続に向けた取り組みについて

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

- (1) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修、訓練を定期的実施します。
- (2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

訪問看護重要事項

指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

指定訪問看護・指定介護予防訪問看護事業者

主たる事務所所在地 宮城県仙台市太白区柳生字台57-1

(介護老人保健施設 葵の園・柳生内)

名 称 訪問看護ステーション 葵会仙台

医療法人社団 葵会理事長 新谷幸義

説明者氏名 _____ (印)

私は、本書面により、事業者から指定訪問看護又は介護予防訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

ご利用者 住所 _____

氏名 _____ (印)

身元引受人 住所 _____

(連帯保証人)

氏名 _____ (印)

指定訪問看護等サービス利用料金表

<訪問看護ステーション 葵会仙台>

2024年9月1日現在

◎介護保険を利用する場合

介護保険からの給付サービスを利用する場合の利用者負担額は、原則として指定居宅サービス介護給付費または指定介護予防サービス給付費の単位数×1単位の単価（10.42円）の負担割合証に準じて算定します。ただし、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

指定訪問看護等サービスの利用料（利用者負担額）

(1) 基本利用料

※1単位の単価（10.42円）

◇看護師によるサービス提供の場合	要介護	要支援
① 所要時間 20 分未満の場合	314 単位	303 単位
② 所要時間 30 分未満の場合	471 単位	451 単位
③ 所要時間 30 分以上 1 時間未満の場合	823 単位	794 単位
④ 所要時間 1 時間以上 1 時間 30 分未満の場合	1,128 単位	1090 単位

※上記料金算定の基本となる時間は、実際のサービス提供時間ではなく、利用者の居宅サービス計画に定められた時間を基準とします。

(2) 加算利用料

加算項目	単 位
早朝（午前6時から午前8時）のサービス提供	25%加算
夜間（午後6時から午後10時）のサービス提供	25%加算
深夜（午後10時から午前6時）のサービス提供	50%加算
2人以上によるサービス提供（30分未満の場合）	+254 単位
2人以上によるサービス提供（30分以上の場合）	+402 単位
特別な管理が必要とする場合で上記基本料③に引き続き、通算所要時間が1時間30分以上となる場合	+300 単位
サービス提供体制加算 I（1回の訪問につき）	+6 単位
看護体制強化加算 II（1月につき）	+200 単位
緊急時訪問を行った場合 I（1月につき）	+600 単位
特別な管理が必要な利用者の計画的管理（1月につき）	+250 単位
〃（重症度が高い場合）	+500 単位
退院時共同指導加算（退院につき1回）	+600 単位

初回加算 (1月につき)	+300 単位
死亡日 14 日以内に 2 回以上ターミナルケアを行った場合	+2,500 単位

○緊急時訪問看護加算について

利用者が安心してご自宅で暮らせるよう、お電話等でご連絡いただいた場合に、常時対応できるよう 24 時間連絡体制をとっております。そのため、その月の第 1 回目の訪問看護を行った日に 600 単位（負担割合証に準じて算定）が加算されます。この加算を算定した場合は、早朝・夜間、深夜の加算は対象といたしません。ただし、特別管理加算の対象となる状態の利用者に対しては、第 2 回目以降の緊急時訪問に、早朝・夜間、深夜加算が対象となります。

○特別管理加算について

訪問看護に関して特別な管理を必要とする下記の状態の利用者に対して、訪問看護実施に関する計画的な管理を行った場合その月の第 1 回目の訪問看護を行った日に①250 単位②500 単位（負担割合証に準じて算定）が加算されます。

①在宅酸素管理、在宅中心静脈栄養、在宅自己導尿しどろ、人工肛門、人工膀胱、
真皮を超える褥瘡、週 3 日以上点滴注射 等

②在宅気管切開患者指導管理、在宅麻薬等指導管理、留置カテーテルの使用、気管カニューレ使用 等

(3) その他の費用

①訪問にかかる交通費

仙台市太白区（茂庭・秋保地区除く）、若林区、名取市	無 料	
上記の地域を越えて行なう場合	片道 3km 未満	300 円
〃	片道 3km 以上	500 円

②死後の処置料

ご遺体のケア料	15,000 円
---------	----------

③キャンセル料

利用日の前日午後 5 時までの連絡の場合	無 料
上記以外のキャンセルの場合	1,000 円